

「郵便局のみまもりサービス」をふるさと納税の返礼品とすることに関する協定書

小千谷市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、甲が、乙の提供する「郵便局のみまもりサービス」（以下「本サービス」という。）を、甲に対してふるさと納税を行った寄附者への返礼品の一とすることについて以下のとおり合意したので、この協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、甲が、乙の本サービスを、甲に対してふるさと納税を行った寄附者への返礼品の一とすることに合意する。

（本サービスを返礼品とするための対応事項）

第2条 甲は、甲が運営・管理するホームページ等において、ふるさと納税の返礼品としての本サービスの利用について表示・掲載する場合は、その記載事項についてあらかじめ乙と調整するものとする。

2 甲は、ふるさと納税を行った寄附者のうち甲が指定する者（以下「対象寄附者」という。）に対して返礼品を提供する事務の一部として、乙が対象寄附者に本サービスの申込みに必要な書類を送付するために必要な情報を乙に提供する。

（利用料の負担等）

第3条 甲は、対象寄附者が、本サービスの利用に関する契約（以下「利用契約」という。）の契約者として本サービスを利用するに当たり、生じる利用料（以下「利用料」という。）を、乙に支払うものとする。この場合において、対象寄附者の指定の方法は、別途協議の上決定する。

（利用料の支払）

第4条 乙は、利用契約に基づくサービスの利用料について、4月1日から翌年3月31日（以下「取りまとめ期間」という。）までの利用実績を取りまとめ、取りまとめ期間最終日の翌月末日（行政機関の休日に関する法律に定める休日に当たる場合はその前日）までに甲へ請求書を送付するものとし、甲は、取りまとめ期間最終日の翌々月末日までに利用料を支払う。この場合において、当該支払いに係る払込手数料の負担は甲とする。

（有効期間）

第5条 本協定書の有効期間は、本協定書締結日から平成30年3月31日までとする。なお、期間満了3か月前までに甲乙いずれかによる解除の申出のない限り、本協定書の期間をさらに1年間延長することとし、以降も同様とする。

2 本協定書の有効期間終了時に既に成立している利用契約に基づく利用料の支払いは、本サービス提供期間が終了するまでの間、前条の規定に準じてこれを行うものとする。

（協議解決）

第6条 本協定書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを解決するものとする。

以上の合意を証するため、双方記名押印の上、甲乙各1通を保管するものとする

平成29年12月5日

甲 新潟県小千谷市城内二丁目7番5号

小千谷市長

大塚昇一

乙 新潟県南魚沼市長崎1056-1

日本郵便株式会社

代表主幹地区統括局長

越後上田郵便局長

青木進